

## 【参考】教育基本法各条文に関する主な意見について

構成	現・教育基本法	経済同友会の問題意識 (教育基本法を考える会討議、教育委員会提言より)
(基本的視座、基本法の位置付け・性格等)	-	教育基本法は、人々によく読まれ、理解されているとはいいい難い。もっと人口に膾炙しやすく、幅広く共有されるものに改めるため、構成や枠組も含めて、抜本的に議論して見直す必要がある。教育基本法は、教育に関わる基本的な理念・原則を示し、国としての最低限の責任の範囲を示すにとどめるべき。民間や教育に携わるさまざまな主体の創意工夫を活かすための、最低限のインフラと考えるべき。
前文	憲法に則り、教育の目的を明示。世界の平和と人類の福祉に貢献するという理想の実現の根本は教育の力によるもの、との位置付け。	「次代を生きる日本人」を育成するため、国際理解のための素養、多様性に対する理解とともに、日本人としての自覚や、国を愛する心、文化・伝統の尊重などを盛り込むことが必要。「社会をつくる個人」を育成するため、公共心の重要性、個人と家族、社会、国、世界との関係についての理解を育む必要がある。社会の変化に伴って発生してくる、教育に対する「時代の要請」(国際性、自己責任原則、科学技術・情報技術への理解、他)を反映させる。(教育における国際性については、1970年代より繰り返し提言されている。技術教育については、1999年『創造的科学技术開発を担う人材育成への提言』にて言及。)
第1条 教育の目的	人格の完成、平和的な国家及び社会の形成者たる健康な国民の育成。	上記の理念に基づき、「次代を生きる日本人」・「社会をつくる個人」の育成に努める。
第2条 教育の方針	あらゆる機会に、あらゆる場所において、教育の目的が実現されるべき。その一貫として、学問の自由を尊重。	家庭、地域、企業など、社会全体で積極的に教育に参画すべきとの立場。特に、教育を「お上」任せにせず、家庭が主体的にその役割を果たしていくことの重要性について、指摘する意見が多い。
第3条 教育の機会均等	すべて国民は、ひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられねばならない。能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対する奨学の推進。	「(結果の)平等」ととられることなく、一人一人の個性や素質を活かしていくために、教育の自由化・多様化・複線化が必要と指摘する意見あり。同時に、エリート教育の必要性等についても指摘あり。過去の教育委員会において、授業カリキュラム、教育体系の自由化・多元化による「選択の教育」を実現する必要があると、提言している。(1991年「『選択の教育』をめざして」)
第4条 義務教育	9年間、無償(国、地方公共団体設置の学校の場合)の義務教育。	初等中等教育のカリキュラムや、教育体系を自由化する必要がある。その一環として、「9年」という年限の廃止も検討との意見あり。
第5条 男女共学	男女共学を認めねばならない。	「男女共学」はもはや当然の現実であり、敢えて規定を設ける必要を感じない。むしろ、「男女共同参画社会」の実現と教育の関わりを考えるべき。
第6条 学校教育(学校の設立)	国、地方公共団体、法律に定める法人のみ、学校を設立できる。	過去教育委員会にて、既存の学校制度の他に、自由教室・体験教育などを設け、活用することで、学校・家庭・地域が協力して「合校」を実現する必要ありと提言している。(1995年「学校から『合校』へ」)
(教員の養成・身分)	教員は全体の奉仕者であるがゆえに、その身分は尊重されるべき。	「教える内容」ばかりではなく、「教える技術」をも重視し、教員の質の向上を図ることが不可欠。そのために、教員の資格認定や研修制度の見直しとともに、幅広い社会経験を持つ人材が、教職に就くことが必要との指摘あり。
(社会奉仕活動)	特に規定なし。	社会の一員としての自覚や規範意識を醸成し、個人と社会との関わりについての認識を育てるために、社会奉仕を教育の一貫として位置付けることは重要。

## 【参考】教育基本法各条文に関する主な意見について

構成	現・教育基本法	経済同友会の問題意識 (教育基本法を考える会討議、教育委員会提言より)
第7条 社会教育	家庭、勤労の場等、社会で行われる教育は、国・地方公共団体の奨励を要する。国・地方公共団体は、必要な施設の設置等、適当な方法で教育の目的の実現に努めねばならない。	学ぶことと働くことの関連についての理解を育む教育、双方を自由に行き来できるような制度が必要。社会「教育」ではなく、より自発的に生涯「学習」の視点から見直しが必要。(1997年「『学働遊合』のすすめ」)
第8条 政治教育	良識ある公民として必要な政治的素養は、教育上尊重されるべき。しかしながら、法律に定める学校は、特定の政党への支持、反対のための教育や、政治活動をしてはならない。	特定の政党、思想を支持するための教育は行うべきではないが、わが国の政治の成り立ちや民主主義制度への理解を育む、政治教育は必要。
第9条 宗教教育	宗教に対する寛容の態度等は教育上尊重されねばならない。しかしながら、国及び地方自治体が設置する学校は、特定の宗教のための教育、宗教活動をしてはならない。	日本のみならず、各国の宗教一般に関し、知識を教えることは禁じられていない。むしろ、自然への畏敬の念など、情操教育の重要性を指摘する必要がある。
第10条 教育行政	教育は、不当な支配に屈することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべき。教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的の遂行のために行われねばならない。	「不当な支配に屈することなく」という文言が独り歩きし、教育行政の「真性が保たれない面がある」との指摘あり。 また、教育権が誰に属し、どのような形で誰にそれが委任されているのか、という関連を明確に示すことが必要。 国による指導・管理は最低限に止め、教育の自由化・多様化を進めることを、基本的な姿勢として明記すべき
第11条 補則	基本法の諸条項を実施するために、適当な法令が制定されねばならない。	

文責：経済同友会事務局

「経済同友会の問題意識」は、「教育基本法を考える会」の討議や、過去の教育関連の提言をもとに作成。意見書に集約するには至らなかったものの、メンバーの関心が高い論点や、多く指摘のあった点について、代表的な意見を紹介している。